



児童手当の給付もれの発生について

児童手当は、令和4年度から所得上限限度額（所得超過）に制度改正があり、この所得超過と判定した対象のうち18世帯児童32人へ計128万円の給付もれが令和5年2月7日に一部発覚し、翌8日に全容が判明しました。

○児童手当 ※令和4年度 制度改正後（令和5年2月支給時ベース）

本則給付…給付額 児童1人あたり月額1万5千円または1万円

給付総児童数 4万7千153人

特例給付…給付額 児童1人あたり月額5千円

給付総児童数 4千6人

所得上限限度額（所得超過）…給付額 0円

対象総児童数 2千764人

○発覚後の経緯・経過

令和5年2月7日 令和5年2月7日窓口に来庁した市民から「児童手当の認定が今年度消滅しているが、認定の所得について確認したい」旨問い合わせを受けました。

確認したところ「特例給付」とすべきところを誤って「所得超過」と認定していたことが分かりました。

令和5年2月8日 システムを確認したところ、データ抽出要件の設定に不備があり、令和4年10月支給分（令和4年6月～9月分）令和5年2月支給分（令和4年10月～令和5年1月分）で18世帯児童数32人への給付もれが判明しました。

○給付もれ状況

給付もれ額 18世帯・児童数32人 計128万円

【内訳】 12万円（5千円×8ヶ月×3人）×5世帯
8万円（5千円×8ヶ月×2人）×4世帯
4万円（5千円×8ヶ月×1人）×9世帯

○給付について

18世帯の方には電話で状況を説明し、謝罪しました。児童手当の消滅通知の取消通知（18世帯）と、児童手当から特例給付となった世帯（18世帯のうち3世帯）への特例給付となった通知をともに来週までに発送し、給付を令和5年3月上旬までに完了させる見込みです。



○給付もれの原因と経緯

給付漏れの原因は、処理に使用していたシステムの条件設定が令和4年度からの制度改正に対応していないことを確認せずに用いたことによるものです。

児童手当の所得判定で1千万円を超える所得の方は「同一生計配偶者」として対象1名につき38万円を控除して判定することになっています。

7月22日電算処理時、本則給付、特例給付、所得上限限度額（所得超過）に判定しました。

8月25日に同一生計配偶者の確認とそれによる給付内容変更有無を電算処理にて確認しましたが、処理に使用していたシステムの条件設定が令和4年6月分からの制度改正に対応していないことを確認せずに用いたため、本来変更すべき18世帯・児童数32人分の給付がもれたものです。

令和4年 7月22日 ◆年次更新処理

令和3年分所得（令和3年1月～12月）をもとに令和4年6月からの児童手当の認定処理をシステムにて行った

8月25日 ◆同一生計配偶者の確認処理

（制度に対応していない設定で処理を行った）

10月 7日 ◇定期支払支給日

令和5年 2月10日 ◇定期支払支給日

○再発防止策

同一生計配偶者のシステム条件を設定変更しました。※令和5年2月8日対応済
制度改正時システムベンダと情報共有し、抽出条件等設定変更の必要性、有無の調整を行います。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部子育て支援課児童給付担当室 ☎047-366-3127

FAX 047-710-3766 ✉ mcjidoukyuuu@city.matsudo.chiba.jp